

TH Picks for Association & Foundation

Vol.09
2025.04

【発行日】 2025年4月1日発行
【発行元】 辻・本郷 税理士法人
〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6 JR新宿ミライナタワー28階
TEL : 03-6911-3101 【受付時間：9時00分～17時30分（土日・祝日・年末年始除く）】
URL : <https://www.ht-tax.or.jp/>

Webサイト



特集

新公益法人制度のポイント解説 外部理事・外部監事の導入と定款への影響



令和7年4月1日より、新公益法人制度が施行されました。この制度改正の一つに「外部理事・外部監事の導入」が挙げられます。この改正の目的は、自律的ガバナンスの充実と透明性の向上です。これにより、公益法人に対する国民の更なる信頼を高めることが期待されています。本記事では、公益認定法人がこの改正で対応すべき内容についてご紹介します。

外部理事・外部監事の導入

公益認定の基準として、1人以上の外部理事及び外部監事を選任することが規定されました。改正前の理事・監事選任の規定には、特別利害関係（親族関係等）にある者が理事・監事の各総数の3分の1を超えてはならないということのみが定められていました。この規定に加え、外部性の要件^(注1)が加わることとなります。また、外部理事と外部監事は、お互いに特別利害関係がないことも明文化されました。

なお、外部理事の選任規定は、損益計算書の収益の額が3,000万円未満、かつ、費用及び損失の額が3,000万円未満の法人は適用除外となります（認定令第7条）。

選任規定の変更点

理事・監事の選任規定	
改正前	改正後
特別利害関係（親族関係等）にある者が、理事・監事の各総数の3分の1を超えないこと	左記の規定に加え、それぞれ1人以上の外部理事・外部監事を選任
理事・監事間の関係	
改正前	改正後
規定なし	理事・監事間で特別利害関係がないこと

(注1) 外部性の要件

外部理事	外部監事
当該法人・子法人の業務執行理事・使用人でない者	当該法人・子法人の理事・使用人でない者
過去10年間当該法人・子法人の業務執行理事・使用人でなかった者	過去10年間当該法人・子法人の理事・使用人でなかった者
(公益社団法人の場合) その社員でない者 ^(※1) 社員が法人の場合、その役員・使用人でない者	
(公益財団法人の場合) その設立者でない者 設立者が法人の場合、その法人・子法人の役員・使用人でない者	

(※1) この場合における「社員」とは、法人法第11条第1項第5号の規定に基づく定款上の社員です。したがって、定款に定める社員以外の会員については、外部理事・外部監事の対象となります。

外部理事・外部監事導入の経過措置

令和7年4月1日より施行された新公益法人制度において、各事項で経過措置が設けられています。外部理事・外部監事の設置については、公益認定法人の全ての理事・監事の任期が満了する日の翌日から適用されることとなります（改正法附則第5条第2頁・改正法附則第5条第3項）。

突発的に適用の対象となった場合

突発的に損益計算書の収益及び費用・損失の額が3,000万円以上となり適用の対象となった法人で、やむを得ず選任手続を行えないと認められる場合は、法人から行政庁への説明義務を負うことにより、原則として監督は行わないこととされています。

「外部理事を公益認定基準とした趣旨に鑑みれば、適切な者を選任することが重要であり、外部理事の選任には一定の期間を要するものと考えられる。これらを踏まえ、外部理事の設置に係る監督については、法人に対し外部理事の選任に係る手続の状況や選任までの見通しなどについて説明を求めるとし、法人の置かれた状況や諸般の事情を考慮して行うこととする。」（ガイドライン第3章第1（14））

外部理事・外部監事の選任に伴う定款変更

外部理事・外部監事の選任に伴い、これに関する規定を定款に記載する必要があります。例えば、定款に「役員は社員から選任する」という条項がある場合、外部理事・外部監事の選任要件から逸脱してしまいます。その場合、当該条項を改正し、定款を変更しなければなりません。

「既存の定款の定めについては、当然に読み替えるものと解釈し、他の定款変更の必要がある機会に合わせて変更すれば足りるものとして差し支えない。」（ガイドライン第4章第9）

ただし、前述の場合を除いては、必ずしも定款変更手続が必要となるものではなく、各法人の判断に委ねると解釈することができます。なお、定時社員総会において、定款を変更した後、変更後の定款に基づき外部理事・外部監事を選任することは可能となっています。

公益認定法人のための「定款」の改訂

令和6年12月より、内閣府は公益認定のための「定款」の改訂版を公開しています。この定款は、公益認定の基準に適合させるための必要な条項等を示すものです。改訂された内容は、認定法令の改正、ガイドラインの改訂等に伴う条項の移動であり、形式に関する修正となっています。定款変更をする場合、改訂後の公益認定のための「定款」をご活用ください。

おわりに

令和7年4月1日以降、新たに外部理事・外部監事を設置する法人が多いと思われます。それに対する迅速な対応が求められる一方で、公益認定法人が適正に運営されるためにはどのような人材が適任であるかという根源的な視点を持ち、慎重な判断を行うことが重要となります。

参考

- 公益法人information 両制度改革に関する改正法令 <https://www.koeki-info.go.jp/regulation/kaiseihorei.html>
- 公益法人information 制度改革の詳細情報 <https://www.koeki-info.go.jp/regulation/shosaizyoho.html>
- 公益法人information 外部理事・外部監事に関する特設ページ <https://www.koeki-info.go.jp/regulation/rijikanji.html>
- 公益法人information 公益認定のための「定款」について <https://www.koeki-info.go.jp/regulation/teikan.html>